

令和 5 年

第 4 回国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 令和 5 年 8 月 8 日 (火) 午後 6 時
会 場 市役所 9 階会議室

苫小牧市国民健康保険運営協議会

会 議 次 第

運営協議会

1 開 会

2 諮 問

3 市長挨拶

4 報告事項

第1号 国民健康保険運営協議会委員の委嘱について

第2号 第27回定例会以降の市議会の結果について

第3号 令和4年度国民健康保険事業会計決算について

5 協議事項

第1号 市長からの諮問事項
苫小牧市税条例の一部改正について

第2号 第3期データヘルス計画および第4期特定健康診査等実施計画
の策定について

6 その他

報告事項第 1 号

国民健康保険運営協議会委員の委嘱について

新谷博之委員の退任に伴い、下記の方に国民健康保険運営協議会委員を委嘱しました。

記

阿萬野 一男 委員
(苫小牧管工事業協同組合 専務理事)

任期：令和5年4月1日から令和6年12月31日まで

報告事項第2号

第27回以降の市議会の結果について

第27回定例会（令和5年2月16日から3月10日まで開催）

（1） 令和4年度国民健康保険事業特別会計第2回補正予算

令和5年2月16日 全会一致により原案可決

（2） 令和5年度国民健康保険事業特別会計予算案

令和5年3月7日 全会一致により原案可決

第1回臨時会（令和5年5月15日から5月17日まで開催）

第2回定例会（令和5年6月22日から6月30日まで開催）

報告事項第2号

令和5年度予算委員会の主な答弁内容

■重症化予防事業について

・糖尿病が重症化し人工透析が必要になった場合には、保険者全体の医療費増につながるだけではなく、加入者自身にとっても生活への制限などの負担が生じることとなるため、糖尿病の進行を抑制することは大変重要と考えているが、なかなか保健指導には結びついていない現状である。

・今後については、引き続き医療機関を訪問するなど、関係機関との連携を深めるとともに、プログラム開始後一定年数が経過していることから、道内他市の事例を調査・研究していきたいと考えている。

■おくやみ窓口について

・おくやみ窓口の事前予約制度については、窓口の待ち時間もなく、事前に申請書類を用意しておくことで、さらに所要時間も短縮することが可能となり、手続きをされた市民の方からもご好評をいただいている。

・ご遺族に渡す各種案内文が入ったバインダーに、事前予約が可能なが一目でわかるよう表記を入れる工夫したことで、事前予約の利用率の向上につながっている。

・今後もより良い周知方法を検討し、ご遺族の方に負担のかからない予約制度を利用していただけよう努める。

■保険税について

・令和5年度予算については、収支不足の約3億2,400万円の基金繰入を計上しており、令和5年度末の残高の見込みは約9億2千万円と見込んでいる。

・今後も一人当たりの納付金の増加が見込まれており、これまでは、収納率向上対策や交付金等の獲得の取組を推進しながら、なんとか保険税率を据え置いてきたが、現在の税率を適用し続けた場合、収支不足による基金繰入金も増加していくこととなり、このままでは、近い将来には基金が底をつくことになるため、令和6年度での税率の見直しを検討する方向で考えている。

・税率の見直しにあたっては、今後の被保険者数や北海道へ納める国保事業費納付金などのシミュレーションを行うほか、基金繰入の考えなどを勘案しながら、適正な税率の設定を検討していく。

■窓口の民間委託について

- ・令和4年10月の窓口サービス課の窓口業務の委託更新にあわせ、保険年金課の窓口業務についても民間委託を開始した。
- ・総合窓口フロアを一体的に委託することにより5年間で約2億3,800万円の財政効果を見込んでいる。
- ・既に民間委託を実施している窓口サービス課の業務と併せて、総合窓口フロアとして一体的に運用することにより円滑な業務連携が図れることや、民間のノウハウを活用した効率的な運営を行うこと、また、窓口の繁忙期や閑散期に応じた職員の配置により、待ち時間の短縮など、市民サービスの向上が期待できるものと考えている。

■産前産後の保険税の免除について

- ・国では、令和6年1月から、子育て世帯のさらなる負担軽減、次世代育成支援などを進める観点から、国保税のうち出産する女性の産前産後相当分(原則4か月分)の均等割と所得割を免除するとし、この制度を盛り込んだ法案を通常国会に提出している。
- ・モデルケースでは、約2万7千円の保険税軽減になると試算している。

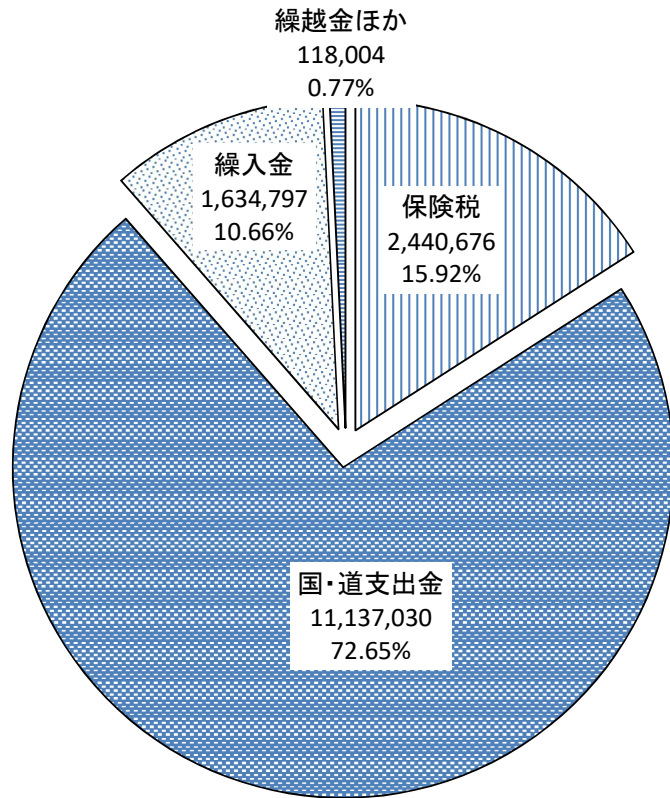
■子どもの均等割軽減について

- ・令和4年度から未就学児の均等割を5割軽減する制度が始まったところだが、道内においては独自に軽減対象を拡大している市町村もあるところ。
- ・本市独自に軽減対象を拡大することについては、本制度は、全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保したうえで、保険税の負担軽減を図る主旨で施行されていることを踏まえ、国において所要の措置を講じるべきものであると考えており、軽減対象の拡大については、引き続き国に要望してまいりたい。

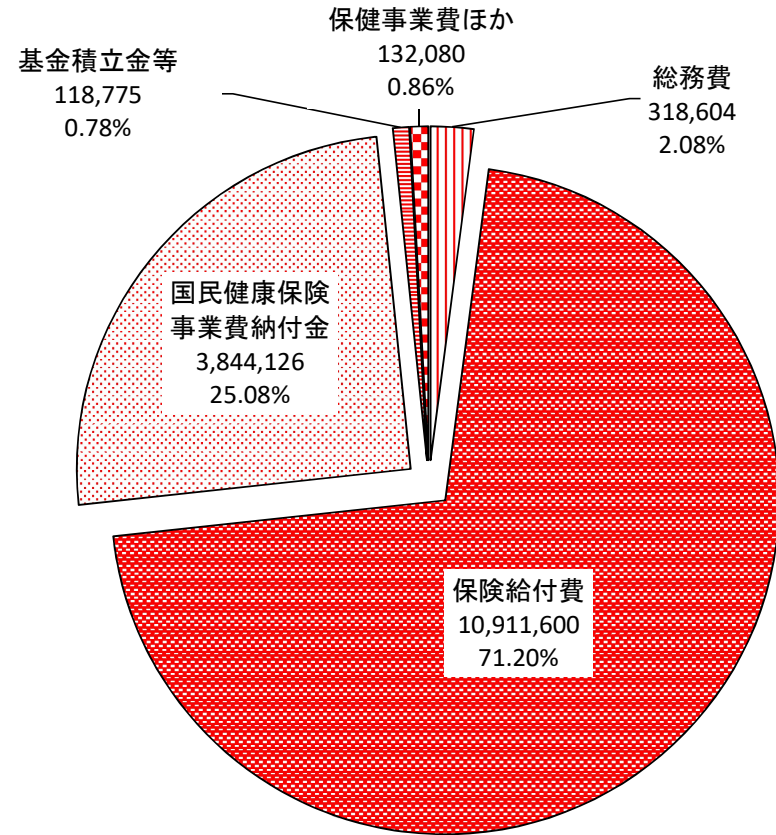
報告事項第3号

令和4年度国民健康保険事業会計決算について

●歳入 15,330,507千円



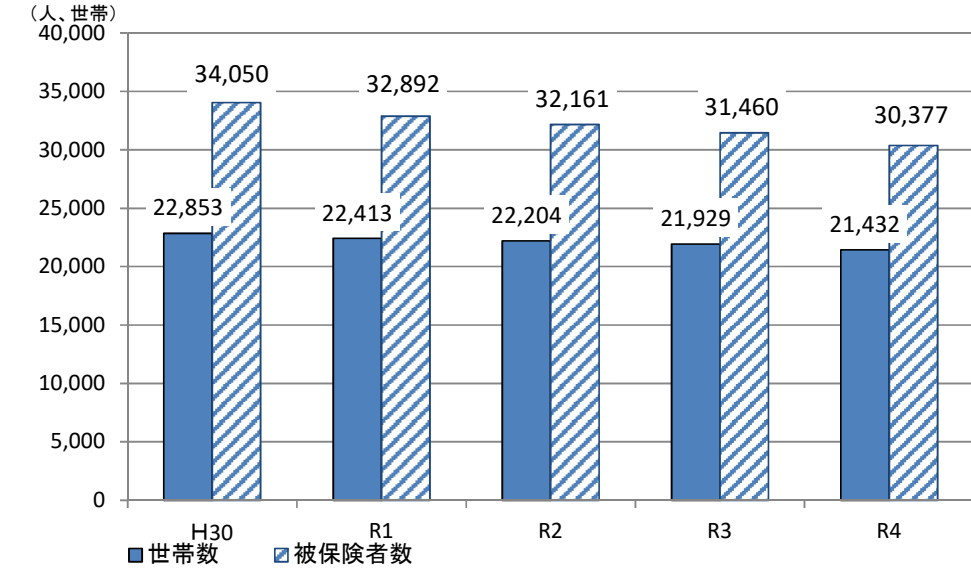
●歳出 15,325,185千円



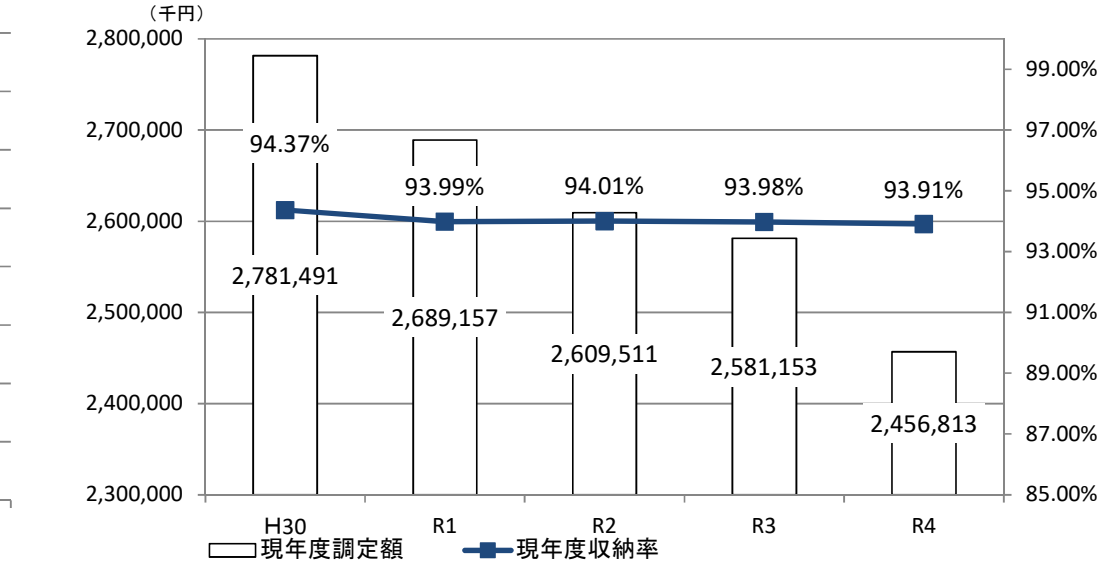
歳入歳出差引 5,322千円 は翌年度へ繰越

※ 端数処理により、構成比の合計は100にならない場合があります。

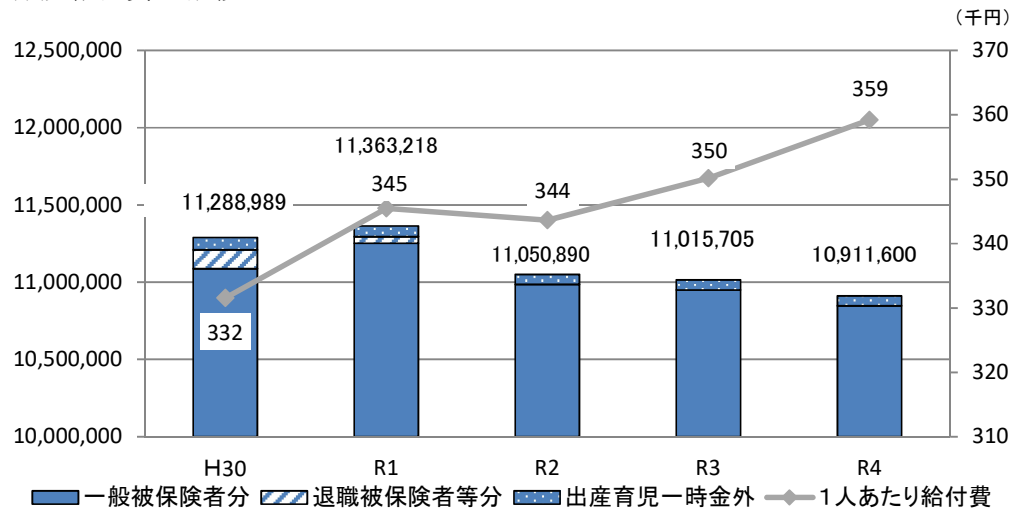
国保世帯数・被保者数の推移（3－2ベース年度平均）



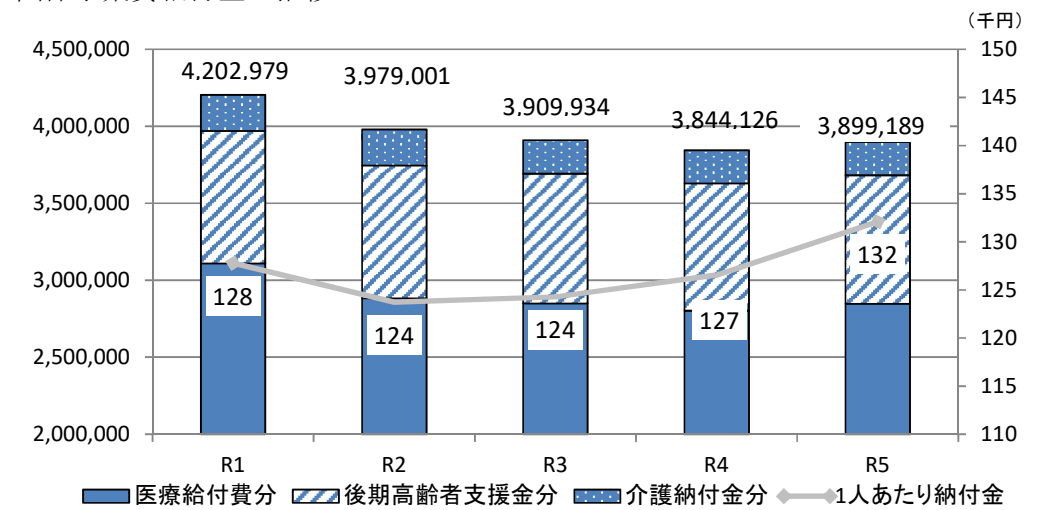
国保税調定額・収納率の推移（現年度分）



保険給付費の推移



国保事業費納付金の推移



	H30	R1	R2	R3	R4
一般被保険者分	11,087,333	11,252,383	10,985,191	10,949,201	10,847,162
退職被保険者等分	122,027	42,266	0	0	0
出産育児一時金外	79,629	68,569	65,699	66,504	64,438
1人あたり給付費	332	345	344	350	359

	R1	R2	R3	R4	R5
医療給付費分	3,108,882	2,881,669	2,848,614	2,801,303	2,846,275
後期高齢者支援金分	860,143	864,367	845,187	828,026	835,672
介護納付金分	233,954	232,965	216,133	214,797	217,242
1人あたり納付金	128	124	124	127	132

協議事項第 1 - 1 号 市長からの諮問事項

苫小牧市税条例の一部改正について

1. 改正内容

国民健康保険税の所得割額の率、均等割額、平等割額を令和 6 年度より次のように改正する。

【基礎課税額】

課税区分	現 行	改正後		備 考
所得割額	7.88%	8.83%		第 1 3 8 条第 1 項の改正
均等割額	16,700円	R6	20,000円	第 1 3 8 条第 3 項の改正
		R7	21,500円	
		R8	23,000円	
平等割額 (下記以外)	29,900円	29,900円		改正なし
平等割額 (特定世帯)	14,950円	14,950円		改正なし
平等割額 (特定継続世帯)	22,425円	22,425円		改正なし

【後期高齢者支援金等課税額】

課税区分	現 行	改正後		備 考
所得割額	2.81%	2.81%		改正なし
均等割額	8,600円	8,900円		第 1 3 8 条の 2 第 2 項の改正
平等割額 (下記以外)	6,600円	9,100円		第 1 3 8 条の 2 第 3 項第 1 号の改正
平等割額 (特定世帯)	3,300円	4,550円		第 1 3 8 条の 2 第 3 項第 2 号の改正
平等割額 (特定継続世帯)	4,950円	6,825円		第 1 3 8 条の 2 第 3 項第 3 号の改正

【介護納付金課税額】

課税区分	現 行	改正後		備 考
所得割額	2.23%	2.23%		改正なし
均等割額	6,800円	8,900円		第 1 3 9 条第 2 項の改正
平等割額	6,400円	6,900円		第 1 3 9 条第 3 項の改正

各税率の改正に伴い低所得者層の高負担を緩和させるため、国民健康保険税の減額を次のように改正する。

【基礎課税額】

課税区分		現 行	改正後		備 考
7 割 軽 減 額	均等割額	11,690円	R6	14,000円	第146条第1号アの改正
			R7	15,050円	
			R8	16,100円	
	平等割額 (下記以外)	20,930円	20,930円		改正なし
	平等割額 (特定世帯)	10,465円	10,465円		改正なし
	平等割額 (特定継続世帯)	15,698円	15,698円		改正なし
5 割 軽 減 額	均等割額	8,350円	R6	10,000円	第146条第2号アの改正
			R7	10,750円	
			R8	11,500円	
	平等割額 (下記以外)	14,950円	14,950円		改正なし
	平等割額 (特定世帯)	7,475円	7,475円		改正なし
	平等割額 (特定継続世帯)	11,213円	11,213円		改正なし
2 割 軽 減 額	均等割額	3,340円	R6	4,000円	第146条第3号アの改正
			R7	4,300円	
			R8	4,600円	
	平等割額 (下記以外)	5,980円	5,980円		改正なし
	平等割額 (特定世帯)	2,990円	2,990円		改正なし
	平等割額 (特定継続世帯)	4,485円	4,485円		改正なし

【後期高齢者支援金等課税額】

課税区分		現 行	改正後	備 考
7 割 軽 減 額	均等割額	6,020円	6,230円	第146条第1号ウの改正
	平等割額 (下記以外)	4,620円	6,370円	第146条第1号エ(ア)の改正
	平等割額 (特定世帯)	2,310円	3,185円	第146条第1号エ(イ)の改正
	平等割額 (特定継続世帯)	3,465円	4,778円	第146条第1号エ(ウ)の改正
5 割 軽 減 額	均等割額	4,300円	4,450円	第146条第2号ウの改正
	平等割額 (下記以外)	3,300円	4,550円	第146条第2号エ(ア)の改正
	平等割額 (特定世帯)	1,650円	2,275円	第146条第2号エ(イ)の改正
	平等割額 (特定継続世帯)	2,475円	3,413円	第146条第2号エ(ウ)の改正
2 割 軽 減 額	均等割額	1,720円	1,780円	第146条第3号ウの改正
	平等割額 (下記以外)	1,320円	1,820円	第146条第3号エ(ア)の改正
	平等割額 (特定世帯)	660円	910円	第146条第3号エ(イ)の改正
	平等割額 (特定継続世帯)	990円	1,365円	第146条第3号エ(ウ)の改正

【介護納付金課税額】

課税区分		現 行	改正後	備 考
7 割 軽 減 額	均等割額	4,760円	6,230円	第146条第1号オの改正
	平等割額	4,480円	4,830円	第146条第1号カの改正
5 割 軽 減 額	均等割額	3,400円	4,450円	第146条第2号オの改正
	平等割額	3,200円	3,450円	第146条第2号カの改正
2 割 軽 減 額	均等割額	1,360円	1,780円	第146条第3号オの改正
	平等割額	1,280円	1,380円	第146条第3号カの改正

各税率の改正に伴い、未就学児に係る均等割額について減額を次のように改正する。

【基礎課税額】

均等割額	現 行	改正後		備 考
7 割軽減	2,505円	R6	3,000円	第146条第2項第1号アの改正
		R7	3,225円	
		R8	3,450円	
5 割軽減	4,175円	R6	5,000円	第146条第2項第1号イの改正
		R7	5,375円	
		R8	5,750円	
2 割軽減	6,680円	R6	8,000円	第146条第2項第1号ウの改正
		R7	8,600円	
		R8	9,200円	
軽減なし	8,350円	R6	10,000円	第146条第2項第1号エの改正
		R7	10,750円	
		R8	11,500円	

【後期高齢者支援金等課税額】

均等割額	現 行	改正後	備 考
7 割軽減	1,290円	1,335円	第146条第2項第2号アの改正
5 割軽減	2,150円	2,225円	第146条第2項第2号イの改正
2 割軽減	3,440円	3,560円	第146条第2項第2号ウの改正
軽減なし	4,300円	4,450円	第146条第2項第2号エの改正

協議事項第1－2号 市長からの諮問事項

苫小牧市税条例の一部改正について

1. 改正内容

苫小牧市国民健康保険税の課税限度額について、法定限度額との乖離を解消するため後期高齢者支援金等課税額（支援分）を22万円に改正する。

課税限度額	現 行	改 正	備 考
医 療 分	650,000円	650,000円	改正なし
支 援 分	200,000円	220,000円	第137条第3項、第146条の改正
介 護 分	170,000円	170,000円	改正なし
合 計	1,020,000円	1,040,000円	

2. 国の課税限度額の経過

国保税の課税限度額について国は、被用者保険の標準報酬月額の上限度額とのバランスを考慮している。被用者保険では、標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合が0.5～1.5%の範囲に収まるように定められており、国保においても、限度額に達する世帯の割合がその1.5%という水準に近づくよう、課税限度額を段階的に引き上げていて、令和5年度からは医療分が65万円、支援分が22万円、介護納付金課税額（介護分）が17万円の合計104万円となっている。

3. 本市の課税限度額の経過と改正理由

本市の令和5年度の課税限度額は、令和4年12月時点での法定基準である医療分65万円、支援分20万円、介護分17万円の合計102万円に改正している。しかし、令和5年度に国が課税限度額を引き上げたことから、現行の法定基準とは2万円の乖離が生じることとなった。

平成30年度の国保都道府県化において、市町村が都道府県に納める国保事業費納付金は、法定限度額を基準として積算され、法定限度額に達していない場合は、その税込不足分を補うため税率を上げる必要がある。そうすると低中間所得者層の負担が増えることになることから、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、課税限度額を引き上げる。

4. 令和5年度の道内35市の状況

課税限度額	市数	市名
104万円	27市	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、紋別市、士別市、名寄
102万円	8市	苫小牧市、江別市、赤平市、根室市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市

協議事項第 2 号

第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画 骨子（案）

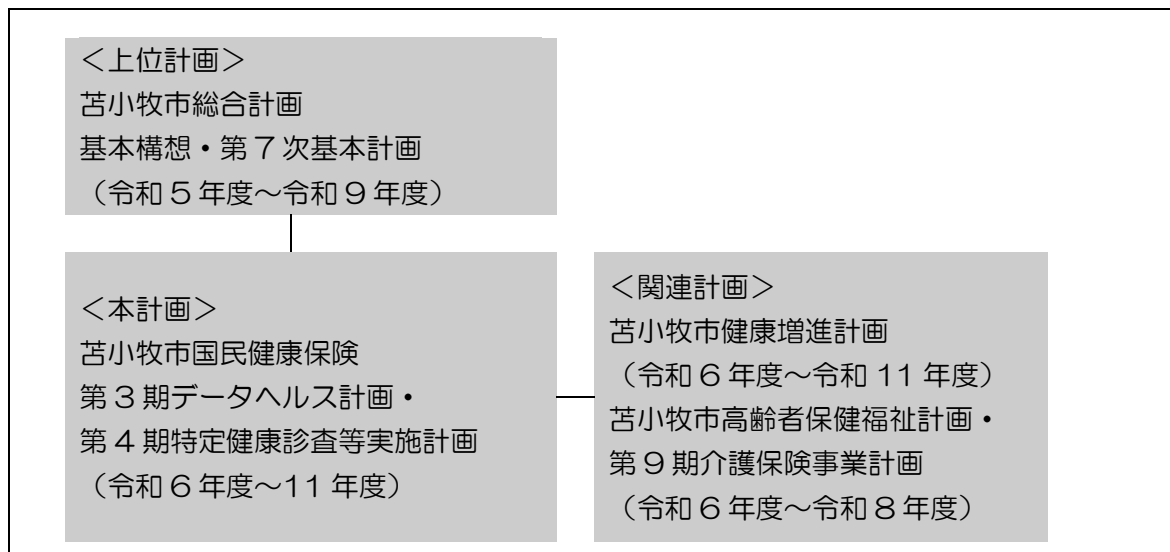
章立ては道の標準様式による。囲み欄は現段階の苫小牧市の方針。

第 1 章 基本的事項

1 計画の背景・趣旨

- ・平成 25 年、「日本再興戦略」において、加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組が推進された。
- ・平成 26 年、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針において、保険者は健康・医療情報を活用した保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、事業の実施・評価・改善等を行うこととされた。
- ・これらを踏まえ、本市では、平成 27 年 3 月「第 1 期データヘルス計画（平成 27～29 年度）」、平成 30 年 3 月「第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健康診査等実施計画（平成 30 年度～35 年度）」を策定。令和 5 年度に「第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画（令和 6～11 年度）」を策定する。

2 計画の位置づけ

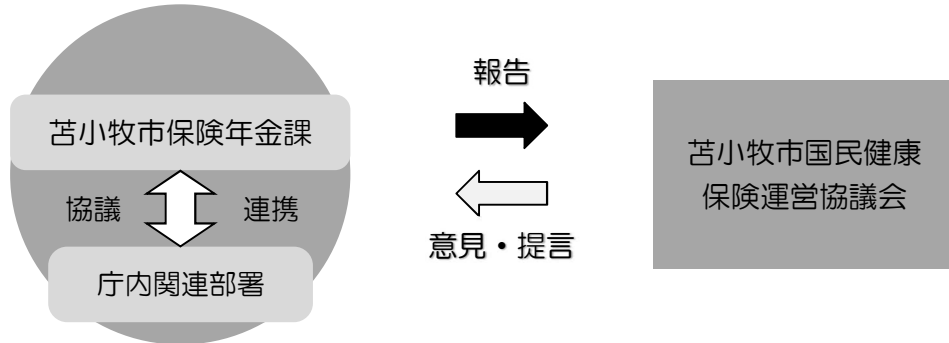


3 計画期間

令和 6 年（2024）年度から令和 11 年（2029）年度まで。

4 実施体制・関係者連携

国保における保健事業及び医療費適正化事業の円滑かつ適切な運営を行うため、庁内の関連部署との協議を推進するとともに、有識者、加入者代表者、公益の代表者から構成される苫小牧市国民健康保険運営協議会で、意見や提言を求める。



5 標準化の推進

- データヘルス計画を北海道レベルで標準化することにより、共通の評価指標による道内市町村の経年的なモニタリングができるようになるほか、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の流れが共通化できるようになることから、北海道において計画を標準化する方針が示された。
- そのため、本市では北海道等の標準化方針を踏まえながら、一部本市独自の要素も加味し、データヘルス計画を策定・運用することとする。

第2章 前期計画等に係る考察

1 健康課題・目的・目標の再確認

前期計画の振り返り。

(1) 健康課題

- 平均寿命と健康寿命の差が大きく、生活習慣関連疾患の有病率が高い
- 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率（終了率）の伸び悩み
- HbA1cや脂質、血圧等、生活習慣病に関係する検査値の所有権率が高い
- 糖尿病をはじめとした、生活習慣病の重症化予防の必要性

(2) 目的

加入者の疾病予防と健康増進の実現による健康寿命の延伸及び医療費の抑制

(3) 目標

- ①健康意識の向上及び成熟
- ②特定健康診査の受診率向上
- ③特定保健指導の終了率向上と特定健診有所見率等の減少
- ④糖尿病性腎症等の重症化予防

2 評価指標による目標評価と要因の整理

- ・中・長期目標について、評価指標に係る実績値により評価する。
- ・実施してきた保健事業が課題解決、目標達成にどう寄与したか振り返り、最終評価として目標達成状況や残された課題等について整理する。

3 個別保健事業評価

- ・健康課題、目標に紐づけた重点的な事業の評価を行う。
- ・事業目標の達成状況について、計画期間中の実績値や事業実施状況により評価し、要因の明確化や、次期計画に向けた事業の改善策の整理を行う。

第3章 苫小牧市の健康・医療情報等の分析に基づく健康課題の抽出

1 基本情報

- (1) 人口動態及び高齢化率
- (2) 男女別の平均余命及び平均自立期間

2 死亡の状況

- (1) 死因別死亡者数
- (2) 死因別の標準化死亡比（SMR）

※標準化死亡比とは人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標

3 介護の状況

- (1) 一件当たり介護給付費
- (2) 要介護（要支援）認定者数・割合
- (3) 要介護・要支援認定者の有病状況

※有病の主な疾病・・・糖尿病・高血圧症・脂質異常症・心臓病・脳血管疾患・がんなど

4 国保加入者の状況

- (1) 国保被保険者構成
- (2) 総医療費及び一人当たり医療費
- (3) 一人当たり医療費と医療費の3要素

※入院外来別医療費の3要素・・・受診率・一件当たり日数・一日当たり医療費

- (4) 疾病別医療費の構成
- (5) その他

5 国保加入者の生活習慣病の状況

- (1) 生活習慣病医療費
- (2) 基礎疾患の有病状況
- (3) 重症化した生活習慣病と基礎疾患の重なり

6 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況

- (1) 特定健診受診率
- (2) 有所見割合（主なものはBMI、腹囲、空腹時血糖値、HbA1cなど）
- (3) メタボリックシンドローム
 - ① メタボ該当者数とメタボ予備群該当者数
 - ② メタボ該当者数とメタボ予備群該当者数の経年推移
- (4) 特定保健指導実施率

(5) 受診勧奨対象者

(6) 質問票の回答（内容：喫煙・体重増加・運動習慣・飲酒など）

7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る状況

(1) 後期高齢者医療制度の被保険者構成

(2) 後期高齢者医療制度の医療費

(3) 後期高齢者健診

(参考) 地域包括ケアに係る取組

8 健康課題の整理

- ・1～7については、道および国保連よりデータ提供後に作成。
- ・8については、1～7の分析結果により課題を抽出。

第4章 データヘルス計画の目的・目標

- ・前期計画に引き続き、「加入者の健康寿命の延伸及び医療費の抑制」を最終目的として、第3章で浮かび上がった健康課題に基づき、中長期・短期目標を設定する。
- ・目標達成のため、前期計画の目的を踏まえつつ、北海道共通の評価指標に沿う評価指標を設定する。

第5章 健康課題を解決するための保健事業

1 保健事業・評価指標の整理

第4章の目標を達成するための保健事業とその評価指標を整理する。

第6章 計画の評価・見直し

1 評価の時期

- ・令和8年度に中間評価を実施する。
- ・中間評価の結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施する。

2 評価方法・体制

第4章及び第5章で設定した評価指標に基づき中間評価を実施し、その結果を有識者、加入者代表者、公益の代表者から構成される苫小牧市国民健康保険運営協議会に報告し、意見や提言を求める。

第7章 計画の公表・周知

- ・市ホームページで全文を公表。
- ・本庁および各コミセン等に印刷したものを設置。
- ・広報とまこまい等による周知。

第8章 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する各種法令・ガイドライン等を遵守の上、策定。

第9章 第4期 特定健康診査等実施計画

- (1) 前期計画に係る考察
前期計画における目標の評価を実施。
- (2) 計画の目標設定
前期計画に係る考察から浮かび上がった課題に基づき、目標を設定。
- (3) 目標達成に向けた取組
設定した目標を達成するための取組を記載。
- (4) 取組の実施方法
記載した取組の実施方法を記載。